

## **第4章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 の施策体系**

【基本目標】

【施策の方向】

【基本施策】

= 重点施策

1. 活動的な暮らしの支援

(1)社会参加の場の拡充と  
情報提供

- (1)スポーツ・レクリエーションの推進
- (2)老人福祉センター・福祉会館における事業内容の見直し・充実
- (3)老人憩いの家「おあしす」の事業内容の充実
- (4)ボランティア活動、NPO活動への参加促進
- (5)生涯学習の充実・推進
- (6)生きがい推進事業の充実
- (7)老人クラブ活動の充実
- (8)情報提供体制の充実

(2)就業・起業につながる仕組みづくり

- (1)シルバー人材センターとの連携強化
- (2)人材育成の推進
- (3)就職相談機能の充実
- (4)起業の支援

2. 健康づくり・介護予防

(1)地域支援事業の充実

- (1)介護予防に関する健診の充実
- (2)運動器の機能向上
- (3)栄養改善
- (4)口腔機能向上
- (5)とじこもり予防
- (6)うつ病予防
- (7)認知症予防

(2)生活習慣病予防の充実

- (1)健康手帳の交付
- (2)健康相談の充実
- (3)健康教育の充実
- (4)早期発見・早期治療体制の充実

(3)リハビリテーションの充実

- (1)リハビリテーションメニューの充実

(4)介護予防・生きがい活動の  
充実

- (1)高齢者いきいきミニデイの充実
- (2)骨折予防教室の充実
- (3)運動指導の実施

(5)保健・医療・福祉が連携した  
健康づくり

- (1)かかりつけ医・かかりつけ歯科医・  
かかりつけ薬局の充実
- (2)地域ぐるみ健康づくり支援

3. 総合的・地域ケアシステム  
の整備

(1)介護基盤の整備・充実

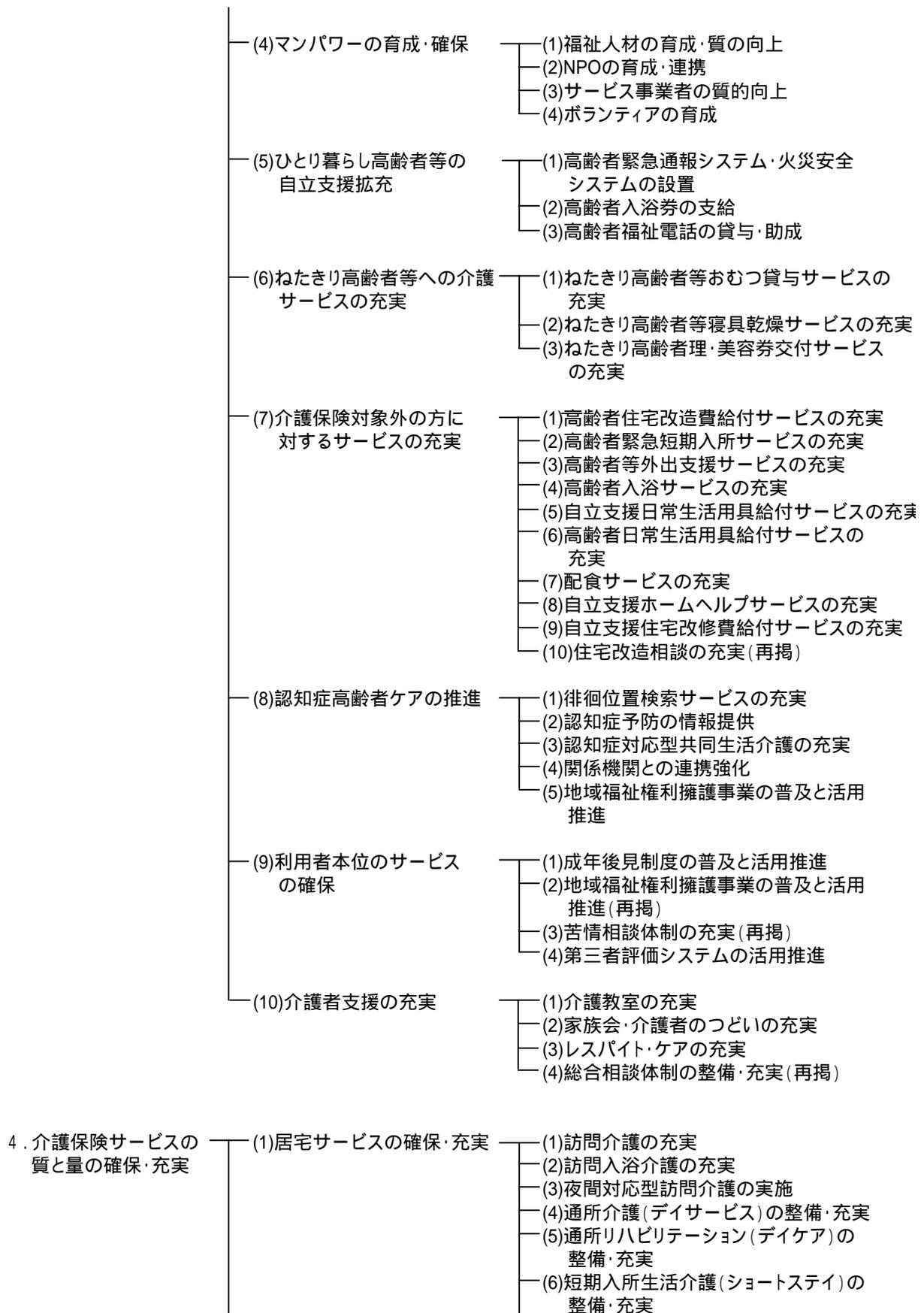
- (1)生活圏域の設定
- (2)地域包括支援センターの整備・充実
- (3)在宅介護支援センターの機能見直し
- (4)介護保険施設の充実
- (5)在宅サービス提供施設の充実

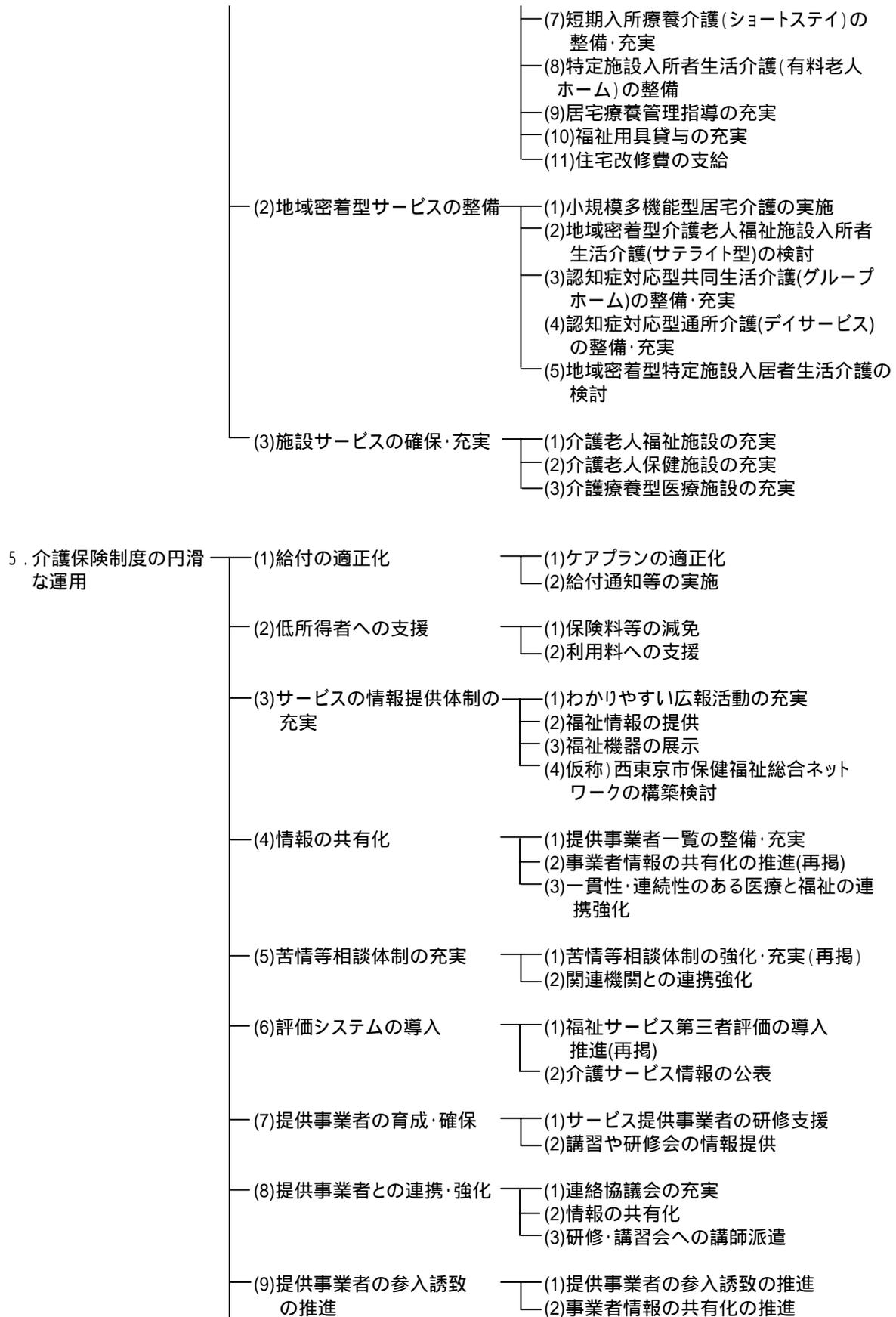
(2)地域支え合い体制の充実

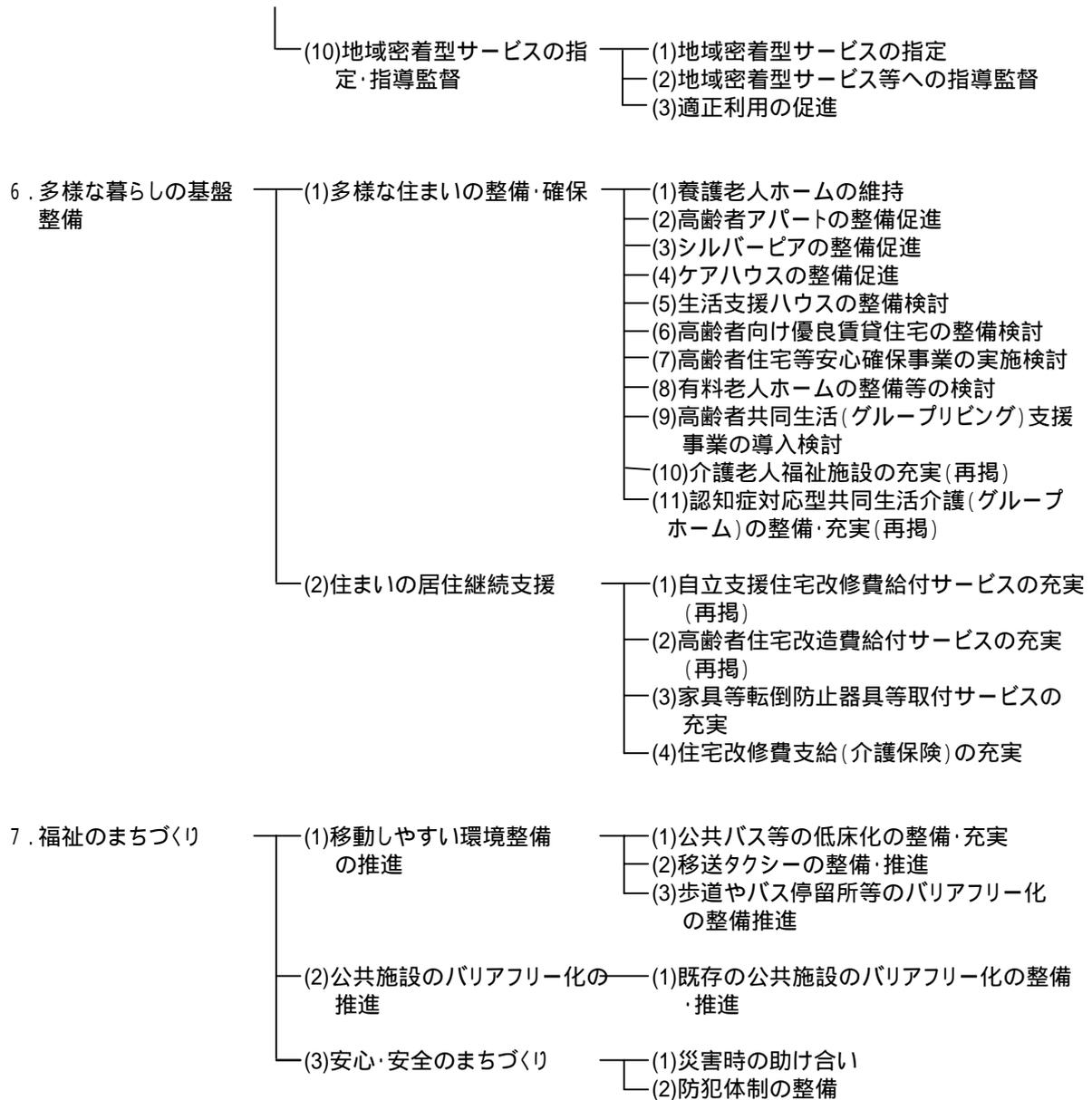
- (1)高齢者「ささえあいネットワーク」の推進
- (2)地域での支え合い活動の充実
- (3)多世代の交流支援の充実

(3)総合相談体制の構築・推進

- (1)総合相談体制の整備・充実
- (2)苦情相談体制の充実
- (3)住宅改造相談の充実



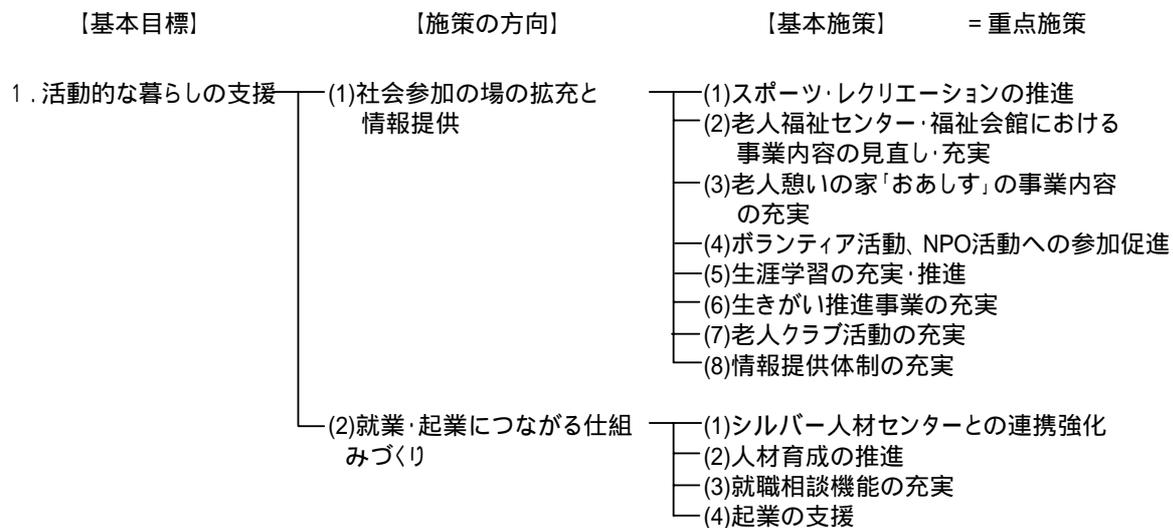




# 第4章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策体系

## 目標1 活動的な暮らしの支援

高齢者自身が自らの知識や経験、技術を活かして、社会における活動的・積極的な役割を果たし、いきいきとした日常生活を送れるよう、スポーツ・レクリエーション、生涯学習、就労、世代間交流などのさまざまな分野での条件整備を図ります。



### (1) 社会参加の場の拡充と情報提供

#### (1) スポーツ・レクリエーションの推進

市内にあるゲートボール場や公共施設などを利用したゲートボール大会や各種スポーツ大会を開催して、健康の保持のために活動する場を提供します。

#### (2) 老人福祉センター・福祉会館における事業内容の見直し・充実

老人福祉センターは市内に1ヶ所、福祉会館は市内に5ヶ所あります。現在実施している各種講座やサークル活動の内容を充実し、利用促進に努めます。

なお、福祉会館は、住吉福祉会館（平成20年度完成）建替え後、引き続き下保谷福祉会館の建替えを検討するなど、高齢者福祉基盤を充実していきます。

#### (3) 老人憩いの家「おあしす」の事業内容の充実

高齢者の交流の場として活用されるよう、教養講座やレクリエーションなどの内容を充実します。

#### (4) ボランティア活動、NPO活動への参加促進

元気な高齢者の方が持っている社会貢献意識を活かし、また自己実現が図れるよう、社会福祉協議会など関係機関と連携して、さまざまなボランティア活

動やNPO活動への参加を促進します。また、元気な高齢者には、介護や支援の必要な高齢者を支える、担い手として参加できる仕組みづくりを進めます。

(5) 生涯学習の充実・推進

生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることが出来るよう学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を推進します。

推進にあたっては、市内部の関連機関の連携はもとより、民間事業者、非営利団体、学校などと連携を図り、市民が利用しやすい生涯学習を提供します。

(6) 生きがい推進事業の充実

高齢者人口の増加に伴い、元気で健康な高齢者も増加しています。これらの高齢者に対して、今後も敬老事業を支援していきます。

高齢者が生きがいを持って暮らすことを支援するため、公共施設において市主催の高齢者大学や英会話を開催する生きがい推進事業を実施しています。今後は講座内容を充実させるとともに、健康体操教室などを拡充します。

(7) 老人クラブ活動の充実

老人クラブの自主的な活動や社会奉仕活動の充実を支援するとともに、老人クラブの取り組みを支援します。

(8) 情報提供体制の充実

市内の関連機関・団体と連携して、利用者が必要とする情報を分かりやすく伝える体制を整備します。インターネットを利用できる高齢者が活用できるよう市のホームページの内容を充実させていきます。

## (2) 就業・起業につながる仕組みづくり

(1) シルバー人材センターとの連携強化

高齢者の雇用・就業の促進を図るため、西東京市シルバー人材センターとの連携を強化して、地域における働く場の確保に努めます。

(2) 人材育成の推進

健康で働く意欲と能力のある高齢者が、新たな職業に必要な技術や知識を習得するための研修・講習や訓練を実施し、高齢者の職業機会の拡大を図ります。

(3) 就職相談機能の充実

高齢者が雇用関係を結ぶことを前提とした働き方の選択ができるよう、就職相談を行い、職業を紹介する体制を整備します。具体的には、公共職業安定所や高齢者就業相談所が市役所で行う無料職業相談への協力を強化して高齢者の就職を支援します。

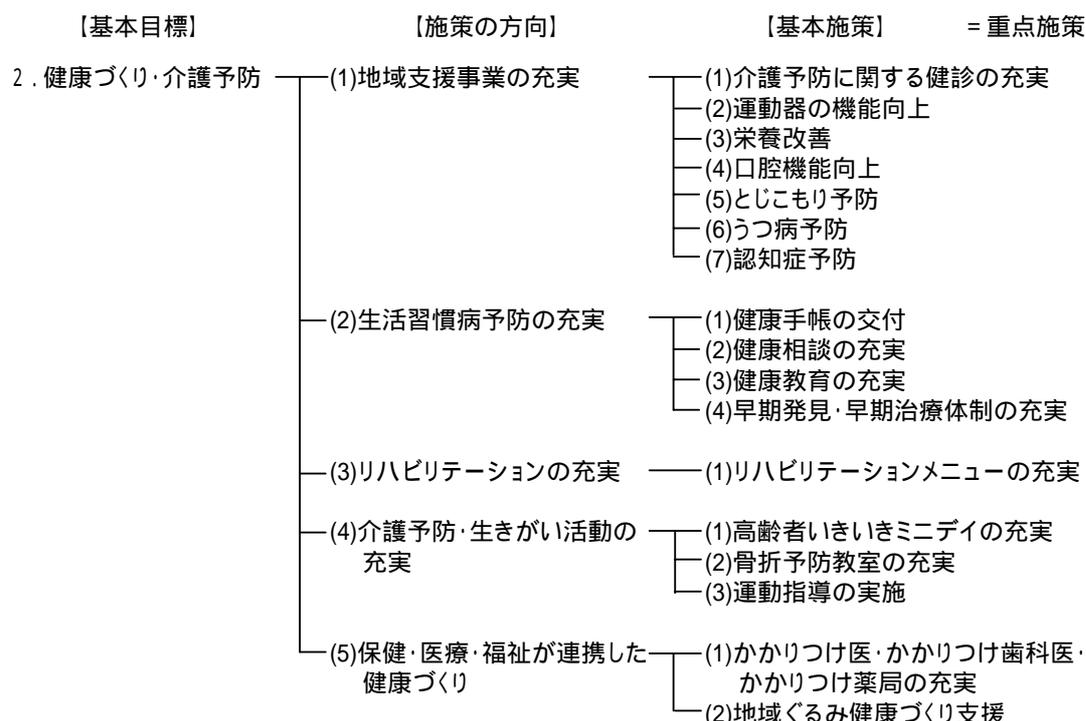
(4) 起業の支援

起業を目指す高齢者の育成を図るため、東京都では、相談窓口の設置や起業家育成のための講演の実施、事業への融資を行っています。これらの制度を利用して、高齢者が起業できる仕組みづくりを支援していきます。

## 目標2 健康づくり・介護予防

心身ともに健康な状態をできるだけ長く維持してもらうため、高齢者自らが生活習慣を見直し、それぞれの健康状態やライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう支援します。

生活機能の低下している高齢者を早期に発見し、地域包括支援センターの介護予防マネジメント、事業者による介護予防事業につなげていく仕組みづくりに取り組めます。



### (1) 地域支援事業の充実

#### (1) 介護予防に関する健診の充実

生活機能が低下している高齢者を早期に発見し、必要な介護予防事業につなげていくため、医療機関と連携して、基本健康診査とあわせて介護予防の健診を実施します。

閉じこもりやうつ状態にある方は、自ら希望して介護予防健診に出向くことが困難な場合があります。今後は、要支援、要介護状態になるおそれのある虚弱高齢者に介護予防への働きかけができる支援体制を構築します。

そのために、既存の高齢者実態把握調査、ささえあいネットワーク協力員、協力団体による見守り活動、民生委員による活動などと連携できるしくみをつくり、潜在的介護予防者の把握に努めます。

(2) 運動器の機能向上

医師、理学療法士等による評価に基づき、必要に応じて、独自にマニュアルを作成、一定期間毎に目標を定めて、体力測定や筋力向上などのプログラムを決定していきます。プログラムは、対象者毎に個別に評価し作成します。通所系が困難な場合は適宜訪問により実施します。事前（二次アセスメント）事後に対象者毎に評価・モニタリングします。

また、運動を含めたイベントを実施したり、地域活動を育成・支援するなどの運動器の機能向上に関する普及啓発等も行います。

(3) 栄養改善

管理栄養士等による低栄養リスク評価や環境や問題点の把握に基づき、栄養改善サービス計画を立てて、個別的で重点的な栄養食事相談を実施します。通所リハビリでは医学的管理のもとで専門的プログラムを実施します。

地域支援事業については、小グループによる栄養相談と計画、アセスメント、集団による栄養教育・講義、地域での栄養改善活動の推進、配食サービス事業者指導などに取り組みます。

(4) 口腔機能向上

歯科衛生士等による口腔清掃の状態や改善目標を把握し、サービス計画を立て、口腔機能の向上の教育、口腔清掃の指導・実施、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施等を行います。

地域支援事業としてはその他、一般高齢者施策として、口腔機能の向上に関する教育などの普及啓発活動を実施します。

(5) とじこもり予防

閉じこもり要因となる身体的、心理的、社会環境的要因を踏まえ、通所または訪問による適切な援助を検討します。通所による援助の場合、専用のプログラムは作らず、既存事業等への参加を呼びかけます。

全ての高齢者の閉じこもりを防ぐため、行動変容のきっかけとなる地域活動の育成・支援を行います。

(6) うつ病予防

うつ病またはうつ傾向が疑われる高齢者に対しては、市実施の心の健康相談等を活用し、その状況を地域包括支援センターに連絡、医療機関等の受診勧奨を行います。うつ予防については、低栄養等の他の課題が認められる場合を除き、ケアプランは作らず、市保健師の個別訪問等による経過観察等適切な支援を行います。

すべての高齢者を対象として、うつに対する理解を深めるとともに、ストレスへの対処方法、地域にある相談窓口の情報提供を行う普及啓発活動を実施します。

(7) 認知症予防

軽度認知障害のある高齢者に対しては、認知機能等を評価し、医療サービス

や介護サービスの必要性を検討します。予防のために、通所系サービスや地域のインフォーマルサービスの活用し、利用を促します。

すべての高齢者を対象として、認知症予防に役立つ社会資源に関する情報提供を行います。また、行動変容のきっかけとなる「生きがい型(囲碁将棋等)」、「目的型(園芸、パソコン等)」、「訓練型(計算ドリル等)」の地域活動の育成を行います。

## (2) 生活習慣病予防の充実

### (1) 健康手帳の交付

健康診査の結果や健康状態を記入する健康手帳を交付し、健康を自己管理していただくよう努めます。

### (2) 健康相談の充実

心身の健康に関する健康相談や健康診査の結果で指導が必要となった人への必要な助言などの実施を充実させ、日常の生活習慣から発生する病気の予防に努めます。

### (3) 健康教育の充実

生活習慣病予防教室や骨粗しょう症予防教室などの健康教育を充実して、日常の生活習慣から発生する病気の予防に努めます。

### (4) 早期発見・早期治療体制の充実

健康診査の機会を拡大、訪問指導、寝たきり高齢者在宅歯科診療事業などの個別訪問による相談・指導体制の強化を図り、病気の早期発見、適切な治療に結びつけます。

## (3) リハビリテーションの充実

### (1) リハビリテーションメニューの充実

急性期・回復期の医療におけるリハビリテーションとの連携を図っていきます。また、維持期における介護保険の訪問・通所リハビリテーションのさらなる充実を目指し、総合的かつ一貫性のあるリハビリテーションを展開します。

リハビリテーションの考え方は、従来の体の一部分の機能を高めるリハビリテーションから、体全体の機能を高め、その人の行動力を広げることを目的とするリハビリテーションへと発展しています。体力アップを目指す筋力向上トレーニングの導入を検討する方向で、介護従事者の勉強会や技術的な研修などを支援していきます。

## (4) 介護予防・生きがい活動の充実

### (1) 高齢者いきいきミニデイの充実

市民が中心となって、高齢者のいきいきミニデイを実施する小規模単位の拠点は、平成13年度の9ヶ所から平成16年には20ヶ所に増加しています。今

後は、さらに多くの高齢者に参加してもらえよう拠点を増やし、事業内容を充実していきます。

(2) 骨折予防教室の充実

転倒などによる骨折から寝たきりの状態になることを予防するため、日常的な生活相談・指導、運動機能訓練などの実施を充実します。

(3) 運動指導の実施

生活習慣病の予防に効果的で、ひとり一人の健康状態に合った運動プログラムを作成し、運動の指導や健康相談などを実施する体制の整備を検討します。

## (5) 保健・医療・福祉が連携した健康づくりの促進

(1) かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の充実

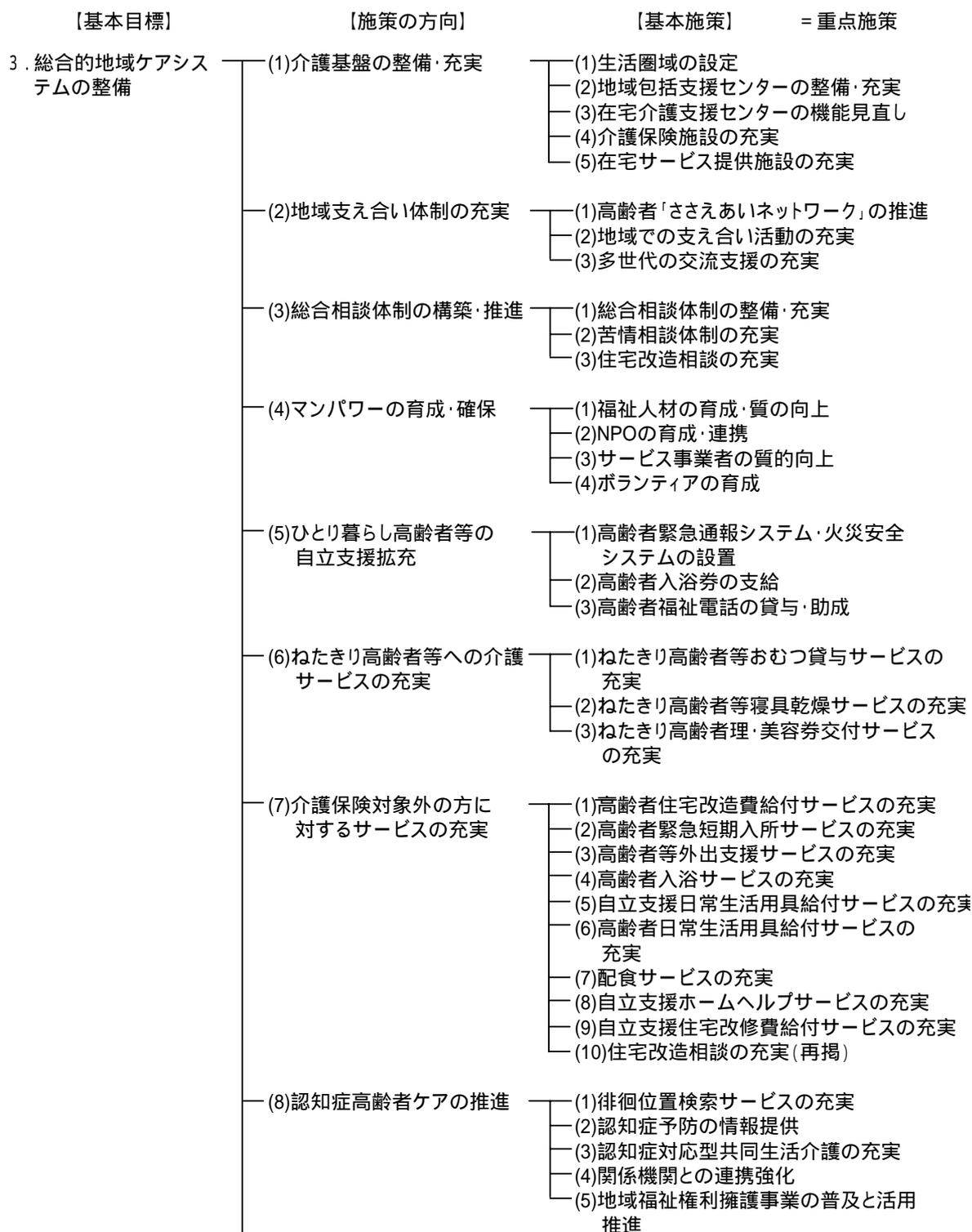
高齢者の身体特性や生活習慣などをよく理解した、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を充実し、身近な地域でサービスが受けられるよう努めます。

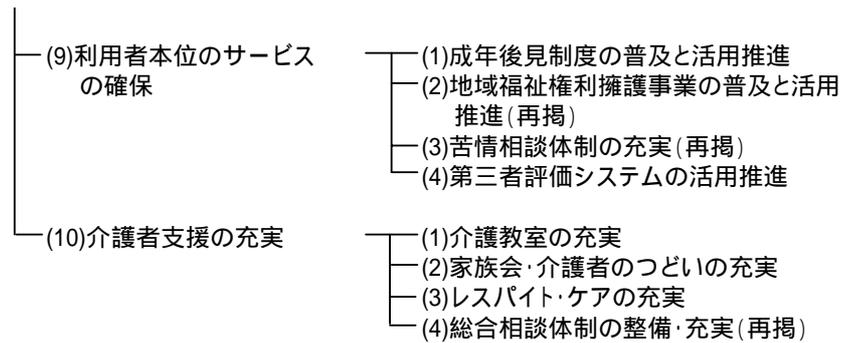
(2) 地域ぐるみ健康づくり支援

地域住民が身近な場所で自主的に行う健康づくり「地域ぐるみ健康づくり」などに対し、継続的な活動ができるよう支援します。

### 目標3 総合的地域ケアシステムの整備

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、高齢者を地域全体で支え合う社会を築いていく総合的地域ケアシステムを構築していきます。





## (1) 介護基盤の整備・充実

### (1) 生活圏域の設定

今回の介護保険制度改革により、平成 18 年度から実施される市町村介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市町村内を日常生活の圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込むこととしています。また、日常生活圏域は、圏域における介護サービスの基盤整備を計画的に推進していく単位ともなります。

本市における日常生活圏域については、圏域ごとの面積及び人口、旧市及び町による行政区域、鉄道等の交通事情、社会基盤としての在宅介護支援センターの区域等を総合的に勘案し、一定規模を有する 4 圏域とします。

### (2) 地域包括支援センターの整備・充実

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、次の 4 つの事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として設置します。

- ・介護予防事業のマネジメント
- ・介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- ・被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業
- ・支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援

本市における地域包括支援センターについては、地域に根ざした活動を行っている在宅介護支援センターを基本としつつ、将来的な高齢社会への対応などを勘案し、8 箇所とします。

### (3) 在宅介護支援センターの機能見直し

今回の介護保険制度改革により、平成 18 年度から地域包括支援センターを市内に 8 箇所整備します。これに伴い、在宅介護支援センターの機能を見直します。

### (4) 介護保険施設の充実

サービスの質の向上を図るため、個室化・ユニットケア方式など居住環境を向上する方策を検討します。

(5) 在宅サービス提供施設の充実

在宅サービスについては、利用の状況、利用意向を見極めながら質の向上を図り、充実します。

## (2) 地域支え合い体制の充実

(1) 高齢者「ささえあいネットワーク」の推進

西東京市では、ひとり暮らし、高齢夫婦、日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、ささえあい協力員(地域住民)、ささえあい協力団体(地域の事業所など)、民生委員、在宅介護支援センター及び市(高齢福祉課)が相互に連携しあう仕組みとして「ささえあいネットワーク」をつくり、平成16年4月から活動を始めています。

「ささえあいネットワーク」は、緊急を要する場合の早期発見、連絡、対応をスムーズに行ったり、高齢者や介護者、家族の困りごとの相談に応じたり、閉じこもりがちな高齢者に必要な支援が受けられることを目指しています。

今後は協力員や協力団体の連携をさらに充実・拡大します。

(2) 地域での支え合い活動の充実

西東京市では、社会福祉協議会が小学校区単位の「ふれあいのまちづくり推進事業」を進めています。このような小地域での様々な支え合い活動を充実・支援していきます。

(3) 多世代の交流支援の充実

多世代が参加できる地域イベントの開催、老人クラブの幼稚園・小中学校の訪問、幼稚園・小中学生の高齢者施設の訪問などを実施し、多世代の交流を支援・充実します。

## (3) 総合相談体制の構築・推進

(1) 総合相談体制の整備・充実

介護保険制度の改正により設置される地域包括支援センターの相談機能を整備・充実し、地域における身近な相談窓口を強化します。あわせて、地域包括支援センター相互の連携体制を整備し、全市をカバーし、ネットワーク化する総合相談体制を構築します。

(2) 苦情相談体制の充実

権利擁護センター「あんしん西東京」で専門な相談や苦情を受ける窓口を受けています。専門性・第三者性を持つ「保健福祉サービス苦情調整委員会」を設置し、苦情解決に努めています。

(3) 住宅改造相談の充実

住宅改造に関する相談や助言を行い、高齢者が住みやすい居住環境の自宅に暮らせるよう支援します。

#### **(4) マンパワーの育成・確保**

(1) 福祉人材の育成・質の向上

ケアマネジャーの資質の向上、ホームヘルパーの養成・質的向上を図るため研修会などを充実します。

(2) NPO（非営利活動組織）の育成・連携

西東京市のNPO法人の多くは、社会貢献意向に基づいた福祉活動に取り組んでいます。質の高いサービス、きめ細かな多様なサービスを提供するため、積極的にNPOの活動を育成・支援し、連携を図ります。

NPOとの連携として、高齢者いきいきミニデイ、移送サービス、地域の小拠点の運営委託などを拡充します。

(3) サービス事業者の質的向上

サービス事業者の質的向上を支援するため、現在開催している連絡会を拡充させ、情報の共有化等、支援策を拡充します。

(4) ボランティアの育成

西東京市では、ミニデイや外出時の付き添いボランティアなど、様々なボランティア活動が行われています。地域でのボランティア活動を一層充実させるため、ボランティア養成講座の開催や身近なボランティア活動の機会の提供などを社会福祉協議会と連携して拡充します。

#### **(5) ひとり暮らし高齢者等の自立支援の拡充**

(1) 高齢者緊急通報システム・火災安全システムの設置

慢性疾患により日常生活に注意が必要なひとり暮らし高齢者等が、安心して生活できるよう、緊急時に対応できる体制を整備していきます。

(2) 高齢者入浴券の支給

65歳以上のひとり暮らし高齢者と70歳以上の高齢者のみ世帯の方に、保健衛生の向上を図るため、市内の公衆浴場で使える入浴券を支給します。

(3) 高齢者福祉電話の貸与・助成

ひとり暮らし高齢者等の安否確認や孤独感の解消などのために、電話の貸与と通話料の一部助成を行います。

#### **(6) ねたきり高齢者等への介護サービスの充実**

(1) ねたきり高齢者等おむつ貸与サービスの充実

常時おむつを使用する方に、在宅の場合は、おむつを支給して、ねたきり高齢者の生活を支援します。

(2) ねたきり高齢者等寝具乾燥サービスの充実

寝具の衛生管理のため、寝具乾燥サービス車が家庭を訪問して、寝具の乾燥等のサービスを支援します。

(3) ねたきり高齢者理・美容券交付サービスの充実

理・美容院に出向くことが困難な高齢者に対して、理・美容師が訪問して、カットやシャンプーなどを無料で行うサービス券を交付して、寝たきり高齢者の生活を支援します。

## **(7) 介護保険対象外の方に対するサービスの充実**

### **(1) 高齢者住宅改造費給付サービスの充実**

介護保険で対象とならない住宅改造の費用を支援します。

### **(2) 高齢者緊急短期入所サービスの充実**

介護保険で対応することが困難な介護者不在、虐待などの緊急事態に備えて、施設の緊急ベッドの充実に努めます。

### **(3) 高齢者等外出支援サービスの充実**

一般の公共交通機関や手段では外出が困難な方に、介助員が福祉車両などを使って外出を支援し、高齢者の閉じこもり防止や要介護状態の進行の防止に努めます。

### **(4) 高齢者入浴サービスの充実**

要介護3以上の方で、介護保険の通所や訪問による入浴が困難な方に、通所による入浴を支援しています。

### **(5) 自立支援日常生活用具給付サービスの充実**

介護保険認定で自立とされた方に、日常生活に必要な用具（歩行補助杖、入浴補助用具、スロープ、歩行器（シルバーカー）、腰掛便座、手すり）を給付して、日常生活を支援します。

### **(6) 高齢者日常生活用具給付サービスの充実**

介護保険認定で自立、要介護・要支援とされた方に、介護保険サービスで対象外となる用具（入浴担架、難燃性寝具、洗髪器、空気清浄機）を給付して、日常生活を支援します。

### **(7) 配食サービスの充実**

65歳以上のひとり暮らしの方、65歳以上の高齢者のみ世帯の方で、配食を必要と認められた方に昼食を配達しています（週6回、月～土まで）。今後は、対象者、配食数とも大幅な増加が見込まれているため、より利用者のニーズに合った回数や曜日の調整を検討します。

### **(8) 自立支援ホームヘルプサービスの充実**

介護保険認定で自立とされた方に、見守りと家事援助などを実施しています（週2回、1回2時間まで）。今後は、利用者のニーズに合わせて回数や時間が調整できるよう検討します。

### **(9) 自立支援住宅改修費給付サービスの充実**

介護保険認定で自立とされた方が自宅で転倒することを防止するため、手すりの取付けや段差の解消を実施し、日常生活を支援します。

### **(10) 住宅改造相談の充実（再掲）**

## (8) 認知症高齢者ケアの推進

### (1) 徘徊位置探索サービスの充実

認知症高齢者の徘徊を早期に発見し、安全を確保することに役立てるとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

### (2) 認知症予防の情報提供

認知症予防のための情報提供を充実します。

### (3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の充実

中程度の認知症高齢者5～9人が小規模で家庭的な雰囲気の中で、専門的な援助を受けながら共同生活を送ることのできる、認知症高齢者グループホームを充実します。実態把握を行い、状況に応じて整備計画の見直しを行います。

### (4) 関係機関との連携強化

認知症の病状の進行を遅らせ、できるだけ住み慣れた地域で暮らすことができるよう、見守りの体制を形成するため、関係機関や市内の社会資源との連携を強化します。

### (5) 地域福祉権利擁護事業の普及と活用推進

認知症高齢者など判断能力が不十分な人が適正なサービスが利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続きなどの利用支援を行い、それに付随する公共料金や保険料の支払いや預貯金の出し入れなどの金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業の普及と活用の支援に努めます。

## (9) 利用者本位のサービスの確保

### (1) 成年後見制度の普及と活用推進

認知症高齢者など判断力が不十分な人も、サービスの選択・利用・苦情申し立てなど、利用者本位の介護保険サービスなどを適切に利用できるよう、成年後見制度の普及と活用に努めます。

権利擁護センター「あんしん西東京」では、つぎの事業を行い、成年後見制度の利用を支援しています。

権利擁護に係る法律、医療、福祉等の専門相談

成年後見制度等の権利擁護の仕組みの広報、総合相談

後見等市長申し立てに当たっての諮問機関として「成年後見制度利用支援委員会」の設置

成年後見制度の利用支援の推進のための研究

### (2) 地域福祉権利擁護事業の普及と活用推進（再掲）

### (3) 苦情相談体制の充実（再掲）

### (4) 第三者評価システムの活用推進

サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するために、サービスの質や事業者の経営などの分かりやすい情報が求められています。また、事業者が利用者本位のサービス提供ができるよう、アドバイスし、サービスの

質を高める必要もあります。

現在、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果を分かりやすく公表していく仕組みとして福祉サービス第三者評価制度があります。サービス提供事業者に対し「福祉サービス第三者評価」の受審を積極的に推進します。

## **(10) 介護者支援策の拡充**

### **(1) 介護教室の充実**

高齢者を介護している家族に対して、介護方法や介護予防、介護者の健康維持などについての知識や技術を習得してもらう介護講習会や介護教室の開催を充実し、介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

### **(2) 家族会・介護者のつどいの充実**

高齢者を介護している家族同士が交流をし、日常の不安などを解消できるよう支援することに努めます。

### **(3) レスパイト・ケアの充実**

レスパイト・ケアは、要介護高齢者等をもつ家族を日常的なケアから一時的に開放することにより、心身の疲れを癒してリフレッシュしてもらうことを目的としています。ショートステイの充実やグループホームの整備により、一時的に高齢者とその家族の負担を軽減するための施設整備を充実します。

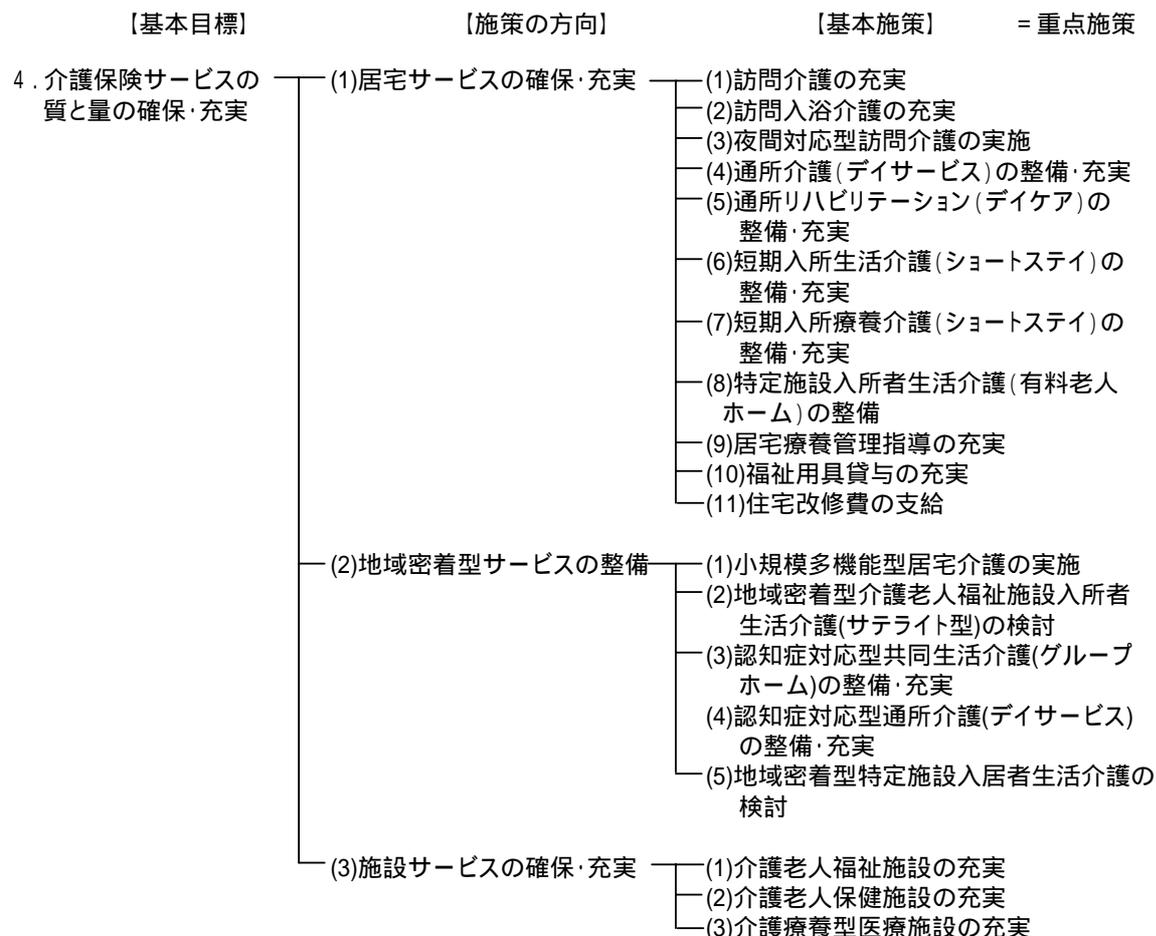
### **(4) 総合相談体制の整備・充実（再掲）**

介護保険制度の改正により設置される地域包括支援センターの相談機能を整備・充実し、地域における身近な相談窓口を強化します。あわせて、地域包括支援センター相互の連携体制を整備し、全市をカバーし、ネットワーク化する総合相談体制を構築します。

## 目標 4 介護保険サービスの質と量の確保・充実

介護が必要になっても、地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険サービスの質を高めるとともに、必要な量を確保します。

また、介護保険制度の改正に基づく新たなサービスを整備します。



### (1) 居宅サービスの確保・充実

#### (1) 訪問介護の充実

要介護高齢者の身体介護(排泄、入浴、食事など)、生活援助(調理、掃除、生活相談など)を行う訪問介護を充実します。

要支援高齢者については、介護予防訪問介護を実施します。

#### (2) 訪問入浴介護の充実

寝たきりなど、家庭での入浴が困難な要介護高齢者の入浴介助を行う、訪問入浴介護を充実します。

要支援高齢者については、介護予防訪問入浴介護を実施します。

- (3) 訪問看護の整備・充実  
訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが要介護高齢者の居宅を訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上の世話や診療の補助を行う訪問看護を充実します。  
要支援高齢者については、介護予防訪問看護を実施します。
- (4) 通所介護（デイサービス）の整備・充実  
要介護高齢者に対しデイサービスセンターで食事や入浴、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを提供する通所介護（デイサービス）を充実します。  
要支援高齢者については、介護予防通所介護を実施します。
- (5) 通所リハビリテーション（デイケア）の整備・充実  
介護老人保健施設や医療機関で、要介護高齢者が日帰りのリハビリテーションが受けられる通所リハビリテーション（デイケア）を充実します。  
要支援高齢者については、介護予防通所リハビリテーションを実施します。
- (6) 短期入所生活介護（ショートステイ）の整備・充実  
要介護高齢者が特別養護老人ホームなどに短期間入所して食事、入浴、排泄など日常生活上の世話や機能訓練が受けられる短期入所生活介護（ショートステイ）を充実します。  
要支援高齢者については、介護予防短期入所生活介護を実施します。
- (7) 短期入所療養介護（ショートステイ）の整備・充実  
要介護高齢者が介護老人保健施設などに短期間入所して医学的管理のもとでの看護、介護や機能訓練および日常生活上の世話が受けられる短期入所療養介護（ショートステイ）を充実します。  
要支援高齢者については、介護予防短期入所療養介護を実施します。
- (8) 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備  
要介護高齢者が日常生活上の介護や機能訓練などが受けられる、有料老人ホームの整備を図ります。  
要支援高齢者については、介護予防特定施設入居者生活介護を実施します。
- (9) 居宅療養管理指導の充実  
医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが要介護高齢者の居宅を訪問して、療養上の管理や指導を行う居宅療養管理指導のサービスを充実します。  
要支援高齢者については、介護予防居宅療養管理指導を実施します。
- (10) 福祉用具貸与の充実  
要介護高齢者が介護用品を利用したいとき、介護の状況に応じて住まいの環境を整えたい時に、福祉用具を借りることができる福祉用具貸与のサービスを充実します。  
要支援高齢者については、介護予防福祉用具貸与を実施します。

(11) 住宅改修費の支給

介護保険認定で要介護・要支援とされた高齢者の住宅について、手すりの設置や段差解消などの改修費を支給します。

**(2) 地域密着型サービスの整備**

(1) 小規模多機能型居宅介護の実施

介護保険制度の改正にともなう新たなサービスとして、「通い」を中心として、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供する小規模多機能型居宅介護を実施します。

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

特別養護老人ホームや老人保健施設などを母体施設として、その周辺の民家などを活用し、小施設を分散して配置して通所施設や認知症高齢者グループホームなどのサービス提供拠点（サテライト）とする地域分散型サテライトケアの導入を検討します。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護として整備することも検討します。

(3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備・充実

中程度の認知症高齢者5～9人が小規模で家庭的な雰囲気の中で、専門的な援助を受けながら共同生活を送ることのできる認知症高齢者グループホームの整備を促進します。日常生活圏域ごとに実態を把握し、必要に応じて整備・充実を図ります。

(4) 認知症対応型通所介護（デイサービス）の整備・充実

認知症対応型通所介護（デイサービス）を実施します。認知症の居宅要介護者に対し、老人福祉法で定める施設または老人デイサービスセンターで、食事や入浴、機能訓練などのサービスを提供します。

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護の検討

要介護認定者が利用する小規模の軽費老人ホームの整備を検討します。

**(3) 施設サービスの確保・充実**

(1) 介護老人福祉施設の充実

寝たきりなど常に介護を必要とし、自宅で介護を受けながら生活することが困難な高齢者を対象に、日常生活上の世話や機能訓練などを行う介護老人福祉施設の充実を図ります。

(2) 介護老人保健施設の充実

病状が安定している高齢者を対象に、家庭への復帰を視野に入れた医学的な管理のもとでの介護・看護、機能訓練などを行なう介護老人保健施設の充実を図ります。

(3) 介護療養型医療施設の充実

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者を対象に、医療、看護、介護などを行なう介護療養型医療施設の充実を図ります。

## 目標 5 介護保険制度の円滑な運用

介護保険サービスの円滑な運用の方策として、以下のような施策に取り組みます。



### (1) 給付の適正化

#### (1) ケアプランの適正化

ケアプランの質の向上を図るため、地域の保健・医療・福祉の専門家が個別に評価を行います。また、ケアマネジャーやサービス提供事業者を対象に、ケアプラン作成事例検討会を開催します。

(2) 給付通知等の実施

給付額や負担額などを記載した給付通知等を発行し、給付が適正に行われているかを利用者自身が確認できるようにします。

**(2) 低所得者への支援**

(1) 保険料等の減免

第1号被保険者の保険料段階は5段階としていましたが、被保険者の負担能力に応じて保険料を納めていただくことを目的として、現行の2段階を2つに区分し、6段階とします。

また、平成17年度の税制改正により高齢者の非課税限度額が廃止されることにもない、保険料段階が上がる方には、緩和措置を講じます。

(2) 利用料への支援

利用者負担額が高額の方、生計中心者が所得税非課税の世帯に属している方、市民税世帯非課税者などを対象に、自己負担額の減額などの支援を行います。

**(3) サービスの情報提供体制の充実**

(1) わかりやすい広報活動の充実

介護保険サービスの利用について、市報やパンフレットをはじめとしてあらゆる情報媒体を通じて、市民に対する広報活動を行います。また、地域包括支援センターでの説明会や、出前講座にとりくみます。

(2) 福祉情報の提供

介護保険サービス以外の高齢者保健福祉サービスに関する情報の提供を行います。

(3) 福祉機器の展示

介護用品に関する情報提供を目的として福祉機器の展示を行います。

(4) (仮称)西東京市保健福祉総合ネットワークの構築検討

インターネットを通じて高齢者保健福祉サービスや介護保険サービスに関する情報を検索できる「(仮称)西東京市保健福祉総合ネットワーク」の構築を検討します。

**(4) 情報の共有化**

(1) 提供事業者一覧の整備・充実

利用者がサービスを選択する際の情報源として、サービス提供事業者一覧の整備・充実を図ります。

(2) 事業者情報の共有化の推進(再掲)

サービス選択の機会を広げるため、介護保険連絡協議会を活用してサービス提供事業者情報の共有化を推進します。

(3) 一貫性・連続性のある保健福祉と医療の連携強化

地域包括支援センターやケアマネジャー、サービス提供事業者と主治医の情報の共有化を推進します。また、住み慣れた地域で終末期まで過ごすことができるように情報の共有化を検討し、在宅・病院・施設における医療と福祉の連携に努めます。

## **( 5 ) 苦情等相談体制の充実**

### **(1) 苦情等相談体制の強化・充実（再掲）**

権利擁護センター「あんしん西東京」で専門な相談や苦情を受ける窓口を受けています。専門性・第三者性を持つ「保健福祉サービス苦情調整委員会」を設置し、苦情解決に努めています。

### **(2) 関連機関との連携強化**

介護保険や保健福祉サービスに関する解決困難な苦情・相談に対して、関連機関の連携強化を図ります。

## **( 6 ) 評価システムの導入**

### **(1) 福祉サービス第三者評価の導入推進（再掲）**

利用者のサービス選択と福祉サービスの質の向上に役立てるため、「福祉サービス第三者評価」の受審を推進します。

### **(2) 介護サービス情報の公表**

サービス提供事業者に対して、介護保険法の改正により義務付けられた「介護サービス情報の公表」に関する啓発を行います。

## **( 7 ) 提供事業者の育成・確保**

### **(1) サービス提供事業者の研修支援**

ケアマネジャーや介護サービスに携わる職員の資質向上を図るため、サービス提供事業者の研修を支援します。

### **(2) 講習や研修会の情報提供**

ケアマネジャーや介護サービスに携わる職員の資質向上を図るため、講習や研修会に関する情報提供を行います。

## **( 8 ) 提供事業者との連携・強化**

### **(1) 連絡協議会の充実**

利用者の権利を尊重し、自己選択によるサービスが適正かつ公正に、スムーズに提供し利用できるようにするため、介護保険連絡協議会の連携先の拡大、内容の充実を図ります。

### **(2) 情報の共有化**

サービス提供事業者等、各種団体等と連携し、情報の共有化を図ります。

### **(3) 研修・講習会への講師派遣**

サービス提供事業者が職員の資質向上などのために研修・講習会を開催する際に、講師を派遣します。

## **( 9 ) 提供事業者の参入誘致の推進**

### **(1) 提供事業者の参入誘致の推進**

身近なところでサービスが利用できるよう、日常生活圏域毎に、サービスを提供する事業者の参入誘致を推進します。

### **(2) 他自治体とサービス提供事業者情報の共有化の推進**

サービス選択の機会を広げるため、隣接する自治体との連携によりサービス提供事業者情報の共有化を推進します。

## **(10) 地域密着型サービスの指定・指導監督**

### **(1) 地域密着型サービスの指定**

地域の実情に即したサービスを計画的に提供するために、6種類の地域密着型サービスの事業者指定を行います。

### **(2) 地域密着型サービス等への指導監督**

サービスの質と適正な運営を確保する観点から、地域密着型サービスをはじめ、介護サービス提供事業者の指導監督を行います。

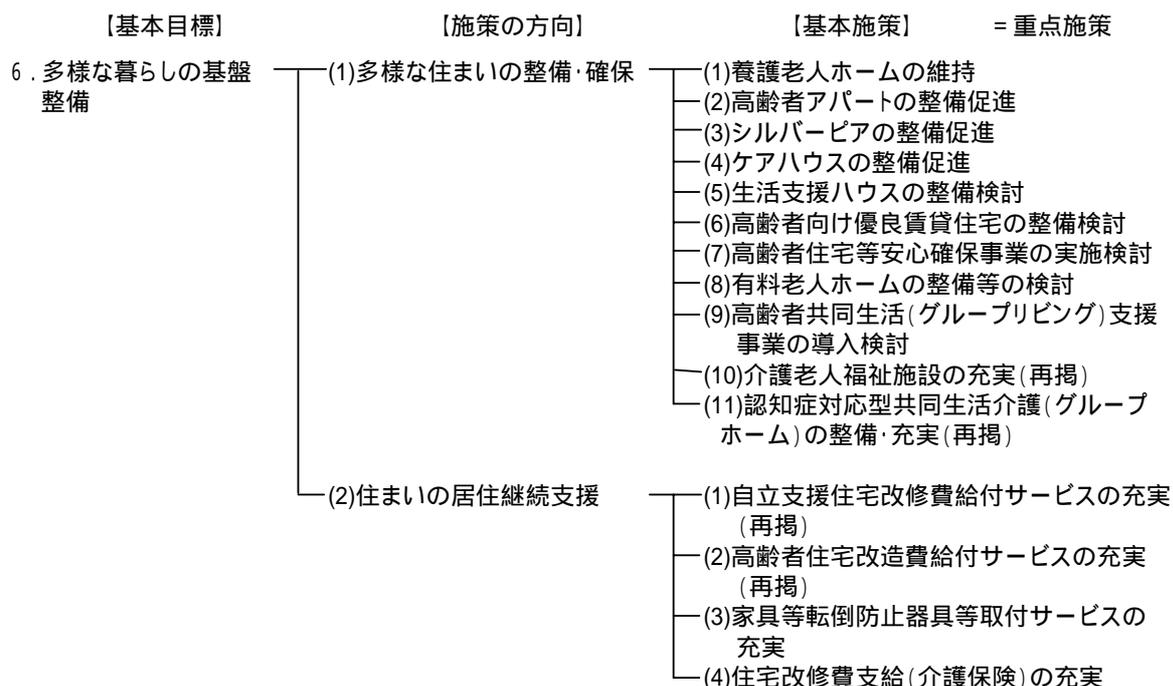
#### **適正利用の促進**

公正かつ透明性の高い制度の運営を確保するために、被保険者、地域における保健・医療・福祉関係者、学識経験者、介護保険サービス提供事業者が参加する「西東京市地域密着型サービス運営委員会」を設置します。

## 目標 6 多様な暮らしの基盤整備

高齢者がひとり暮らしや高齢者のみの世帯になっても、また身体機能が低下しても、援助を受けながら、支え合いながら、自立した生活が送れるような、高齢者の住まいを多様な形で整備・確保していきます。

また、できるだけ自宅に住み続けられるよう住宅改修の支援を充実します。



### (1) 多様な住まいの整備・確保

#### (1) 養護老人ホームの維持

養護の必要な高齢者の生活の場として、養護老人ホームは、現状を維持します。

#### (2) 高齢者アパートの整備促進

所得の低いひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などに対応する住宅を、新築・既存の民間賃貸住宅の借上げにより供給する高齢者アパートの整備を促進します。

#### (3) シルバーピアの整備促進

所得の低いひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などを対象とした高齢者向けの設備と安否確認・緊急時対応などのサービスのある、生活援助員を配置した公的住宅の整備を推進します。

#### (4) ケアハウスの整備促進

比較的所得の低いひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯なども利用できるケ

アハウスの整備促進を図ります。

(5) 生活支援ハウスの整備検討

自宅で暮らすことが困難な状況であって、介護保険施設の利用ができない高齢者の生活の場として、高齢者在宅サービスセンターに併設して居住施設のある生活支援ハウスの整備を検討します。

(6) 高齢者向け優良賃貸住宅の整備検討

中堅所得層のひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などを対象として、事業者が提供する高齢者向け優良賃貸住宅の整備を検討します。

(7) 高齢者住宅等安心確保事業の実施検討

シルバーピア、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者アパートなど市が認めた住宅を対象に、地域で高齢者の安否確認・緊急対応などの計画（高齢者住宅等安心確保計画）をつくり、関係機関の体制づくりを行い、地域の実情に応じた生活援助員を派遣する高齢者住宅等安心確保事業の実施を検討します。

(8) 有料老人ホームの整備等の検討

平成 12 年度の介護保険制度の開始以降、首都圏では有料老人ホームの供給が増加傾向にあり、高齢者の住まいとして定着する様子がみられます。西東京市としては供給側・需要側の意向を把握しつつ、東京都の指導基準に従い、有料老人ホームの設置等について検討します。

(9) 高齢者共同生活（グループリビング）支援事業の導入検討

ひとり暮らし高齢者の加齢による身体機能の低下を補うため、食事づくりなど互いに生活を共同化・合理化して共同で生活する新しい居住形態であるグループリビングの整備を検討します。

(10) 介護老人福祉施設の充実（再掲）

(11) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備・充実（再掲）

## (2) 住まいの居住継続支援

(1) 自立支援住宅改修費給付サービスの充実（再掲）

(2) 高齢者住宅改造費給付サービスの充実（再掲）

(3) 家具等転倒防止器具等取付サービスの充実

高齢者のみの世帯の住宅について、生命及び身体を地震等の災害から守るため、家具などに転倒防止器具等を取り付けます。

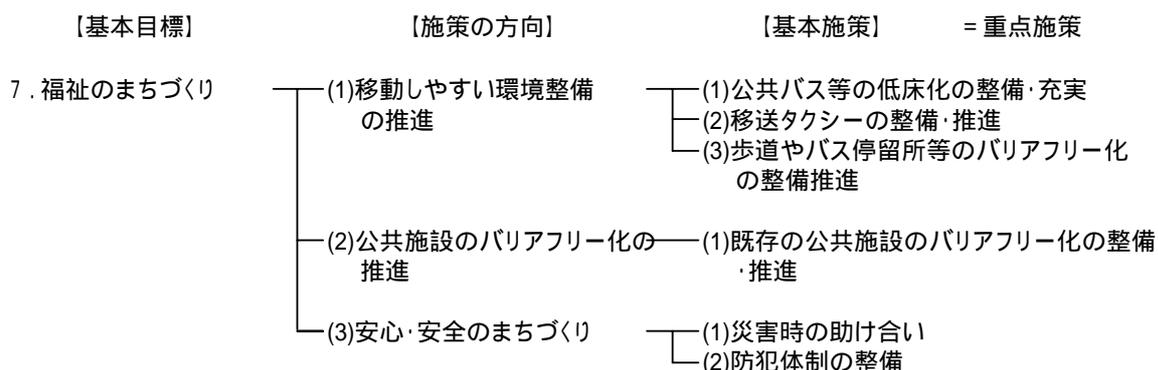
(4) 住宅改修費支給（介護保険）の充実

介護保険認定で要介護・要支援とされた高齢者の住宅について、手すりの設置や段差解消などの改修費を支給します。

## 目標 7 福祉のまちづくり

高齢になって身体機能が弱化したたり、障害があっても、できるだけ自由に移動できるよう、公共施設などのバリアフリー化を推進するとともに、自由に移動できる交通手段の確保に努めます。

また、台風や地震・火災などの災害時の助け合いや防犯体制の整備された安心・安全のまちづくりを進めます。



### (1) 移動しやすい環境整備の推進

- (1) 公共バス等の低床化の整備・充実  
公共バス等は高齢者などが利用しやすい低床化の整備・充実を推進します。
- (2) 移送タクシーの整備・推進  
高齢者の外出を支援するため、外出支援サービスを拡充するとともに、高齢者などが利用しやすいリフト付きの移送タクシーの整備・推進を要請します。
- (3) 歩道やバス停留所等のバリアフリー化の整備推進  
高齢者などが外出しやすい環境とするため、歩道やバス停留所のバリアフリー化（段差をなくすなど）を推進するとともに、はなバス路線の運行ルート等の見直しのほか、休憩ベンチの設置に取り組みます。

### (2) 公共施設のバリアフリー化の整備・推進

- (1) 既存の公共施設のバリアフリー化の推進  
「交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した円滑化の促進に関する法律）」及び「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、鉄道駅、道路・歩道、公園などの公共施設のバリアフリー化を推進します。  
< 主な事業 >  
市内鉄道駅のバリアフリー化  
歩きやすい歩道の整備（拡幅、電柱の地中化など）

### (3) 安心・安全のまちづくり

#### (1) 災害時の助け合い

台風、地震、火災などの災害時に、災害の犠牲になりやすい高齢者などを確認し、助け合えるような体制づくりを進めます。

#### (2) 防犯体制の整備

ひとり暮らしや軽い認知症の高齢者などが、空き巣や電話による振り込め詐欺、訪問販売・住宅改修などによる詐欺や詐欺まがいの被害を受けることが増加しています。高齢者の生活と財産を守るため、関係機関との連携、地域住民の協力、高齢者「ささえあいネットワーク」の強化により地域の防犯体制を整備します。併せて、消費者被害防止キャンペーンを実施して意識啓発を図っていきます。

